

平成 27 年度の桂川町の予算総額は、

80 億 5071 万円です

予算総額の内訳

対前年度比

一般会計	52 億 9977 万円	(6.3% 増)
特別会計	25 億 2553 万円	(11.4% 増)
住宅新築資金等貸付	1703 万円	(0.3% 増)
土地取得	1059 万円	(0.0%)
国民健康保険	23 億 1000 万円	(12.4% 増)
後期高齢者医療	1 億 8791 万円	(2.1% 増)
企業会計 (水道)	2 億 2541 万円	(0.3% 減)
合計	80 億 5071 万円	(7.6% 増)



一般会計 歳入

町債

3 億 2,638 万円 (6.2%)

地方譲与税・交付金など

3 億 709 万円 (5.8%)

国庫支出金

6 億 9,771 万円 (13.2%)

県支出金

4 億 1,416 万円 (7.8%)

地方交付税

18 億 7,519 万円 (35.4%)

町税

10 億 8,943 万円 (20.5%)

(内訳) 町民税 4 億 7866 万円
固定資産税 4 億 5909 万円
軽自動車税 3210 万円
町たばこ税 1 億 1958 万円

分担金・使用料など

2 億 1,709 万円 (4.1%)

財産収入・諸収入・寄附金など

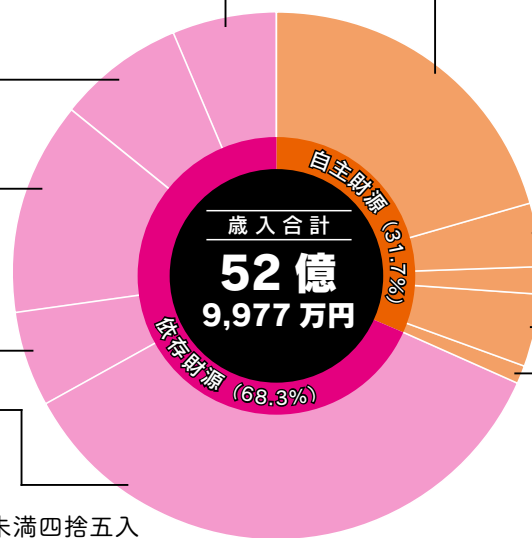
8,559 万円 (1.6%)

繰入金

2 億 2,713 万円 (4.3%)

繰越金

6,000 万円 (1.1%)



※万円未満四捨五入

○ 町債 建設事業等の財源にあて
るため借り入れる長期借入金

○ 国庫・県支出金 国や県が使い
みちを指定して地方公共団体に
負担交付するもの。負担金・補
助金・委託金等

○ 地方交付税 地方公共団体の
税源力不均衡を調整するため、
一定の基準により、国がその使
い道を限定せずに交付する税の
こと

○ 地方譲与税 地方公共団体の
税源力不均衡を調整するため、
一定の基準により、国がその使
い道を限定せずに交付する税の
こと

◆ 歳入

○ 町税 町民税、固定資産税、軽
自動車税、町たばこ税等。

◆ 特別会計・企業会計 (水道事業)
一般会計とは別に構成。独立採
算制を基本とし、特別会計とし
ては、国民健康保険、後期高齢
者医療などがある。また、企業
会計には、水道事業がある。

用語の説明

◆ 一般会計 行政運営に必要な基
本的予算。町民が納めた税金や
地方交付税、国・県からの補助
金などを財源とし、福祉や教育、
道路整備などの経費にあてて。